

大阪市耐震改修促進計画【概要版】

改定の背景と内容

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正や「大阪府耐震改修促進計画」の改定を踏まえ、計画期間の中間年度における耐震化の目標達成状況等の検証結果をもとに、計画の目標と今後の取り組みの見直しを実施（令和3年3月）

目的・計画期間

【目的】 地震による被害から市民の生命と財産を保護するため、市内の住宅・建築物について耐震診断・耐震改修等を計画的・総合的に促進するための指針として策定

【計画期間】 平成28年度から令和7年度までの10年間

目標

■民間建築物

民間住宅 ----- 耐震化率を令和7年までに95%

多数の者が利用する
民間建築物 ----- 耐震性の不足するものを令和7年までに概ね解消

■市設建築物

災害対策施設等 ----- 計画期間中の早期の耐震化完了

市営住宅 ----- 計画期間中の耐震改修完了

基本方針

- 建物所有者の耐震化の取り組みへの支援
- 耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施
- 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- 市設建築物の地震に対する安全性の確保

今後の取り組み

■民間建築物

- 建物所有者の耐震化の取り組みへの支援
 - ・ 建物所有者の耐震診断・耐震改修・耐震除却費等に対する補助の実施
 - ・ 空家の利活用に向けた耐震化に対する補助の実施
 - ・ 密集住宅市街地における老朽住宅の建替え等に対する補助の実施
 - ・ 安全性の確認ができないブロック塀等の撤去費等に対する補助の実施
- 耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施
 - ・ 耐震診断義務付け対象建築物等への指導・助言等や、耐震診断義務付け対象ブロック塀等の耐震診断結果の公表等の実施など、法に基づく規制措置の的確な実施
- 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - ・ 建築物の耐震化の必要性や補助制度、災害対策等に関する情報の充実
 - ・ 相談窓口の設置や、建物所有者・マンション管理組合への直接的な働きかけなど、情報を確実に届ける普及啓発の実施
 - ・ 区役所や地域、関係団体と連携した耐震化に向けた意識の醸成

■市設建築物

施設の役割や用途に応じた耐震化や安全対策の計画的な推進